

第6回中小企業都市サミット

# 岡 谷 宣 言

中小企業都市連絡協議会

## 第6回中小企業都市サミット

### 岡谷宣言

#### 前文

第1回中小企業都市サミットは、経済の国際化や産業構造の変化などによって国内産業の空洞化が進み、また経営や技術における後継者難が深刻化してきた1996年に開催された。それはまた、産業集積の活性化を目指す「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」が制定された直後であり、国の施策と連携した活動として始まったのである。その後、中小企業都市サミットでは、その時々の活性化に向けて行政と産業界が行うべきことを検討、確認すると同時に、国等の産業施策への反映に努め、幾多の成果をあげてきた。

今回、第6回中小企業都市サミットが岡谷市で開催された。この地は300年の昔から製糸業が発達し、明治から昭和にかけてはシルクの岡谷として世界に知られる存在となったほか、味噌などの食品産業も非常に栄えた。戦後は時計やカメラを中心に、世界的にも有数の精密工業都市として発展した。そして今日では、電気・電子や情報処理などの技術革新に対応した複合型ハイテク産業集積地として成長を続けている。このように、岡谷市は時代の変遷に対応し、主力となる産業の内容を変化させながら今日に至っている。その間、テクノポリスへの取り組み、産業クラスター活動の推進など、地域の産業界と行政が協力して成し遂げてきたことが多い。

その一方、こうした岡谷市であるからこそ、解決すべき問題点や課題も多い。例えば、国際化への対応、技術進歩や新しい市場ニーズへの対応、後継者の確保や技術の継承、操業環境の維持・確保などである。このような問題は、多くのサミット参加都市に共通したものということができる。

今回の中小企業都市サミットは、こうした背景を有する岡谷市において、参加都市の行政、商工会議所、個々の中小企業者をはじめとする幅広い関係者の参加の下に、2日間にわたって開催された。ここでは、中小企業をとりまく環境条件に関する認識を共有し、中小企業都市として推進すべき取り組み課題について熱心な討議を行った。その結果は「岡谷宣言」として掲げるとおりであり、参加都市みずからの指針として活かすことはもちろん、広く他の中小企業都市や国等に対する提言として、中小企業政策関係者に広く問うものである。

## 宣言文

わが国の景気は長期低迷の時期を経て、回復基調に入ったものの、中小企業にとっては厳しい状況が続いている。しかしながら中小企業都市としてはこの機をとらえ、さまざまな施策を通じて「元気組」の中小企業を増やし育てるとともに、その活動を支援することによって地域全体の活性化を促進したい。

「元気組」とは、規模や利益の大小にかかわりなく、イノベーションの時代に積極的に対応しながら活力ある活動を行うとともに、地域との連携・交流を通じて経済発展を牽引し、社会全体の活性化にも寄与する企業である。

すなわち、経営者、従業員が一体となって成長しようとする企業、付加価値が高くアイデアに富んだ製品を有する企業、優れた品質・精度を実現する高い技術を有する企業、市場や顧客の新しいニーズに応えることができる企業、新たな販路や調達先の開拓に積極的な企業、単に安価な労働力を求めるだけでなく多様な雇用を実現している企業などが「元気組」である。さらに、そうしたベースの上に世界を視野に入れた活動を展開し、高い国際競争力を有することも重要である。

地域全体の立場からみると、企業の活動が地域の経済循環を拡大し、他の企業の底上げや地域産業の発展につながることが「元気組」企業としての要件である。また、人づくり、生活の向上、文化の振興、持続可能な循環型社会の構築など、さまざまな面から地域社会に積極的に貢献することも重要である。

しかしながら、既に「元気組」といえる企業も、また、なろうとする意欲のある企業も、中小企業ゆえに、技術、製品、販路、人材、資金力などどこかに制約を抱えている場合がある。そのため、既存の「元気組」の中小企業を支援するとともに、その新たな育成を図るためにには、さまざまな施策が必要である。例えば、国際化に対する支援、技術開発や製品開発に関する支援、現場や経営を支える人材の育成や供給、及び地域の中で生産活動や試作開発などを安定的に行うための環境づくりなどである。

特に「元気組」である中小企業は、独創的な技術力で地域経済を牽引するリーディングカンパニーであり、サポーティングインダストリーとして日本の製造業を支える企業も多い。しかしながら、こうした企業が培ってきた技術とそれを担う熟練した人材は、地域から徐々に失われようとしている。そのため、ものづくり人材の地位向上と育成方策を通じた技術・技能の継承、及び企業の操業環境・研究開発環境の確保など、「元気組」に対するさまざまな支援の強化が必要である。

このように、我々中小企業都市は、地域の経済や社会の活性化を牽引する「元気

組」中小企業の重要性を認識した。そして、多くの中小企業が「元気組」となり、地域でますます元気に活躍するためには、多面的な施策展開が必要なことも確認した。ここに我々中小企業都市は、「元気組」中小企業が活躍する都市づくりの推進を宣言し、以下の4つの領域において積極的な行動を展開する。

#### 1. 操業環境の維持・確保

中小企業の活動の維持・拡大、操業コストの軽減、新規開業の活性化や新たな立地展開を促進する。そのため、都市計画・土地利用との調和、共同利用設備の整備・活用などさまざまな視点から、総合的な施策を展開する。

#### 2. 人材の育成・確保

中小企業の活性化を担う人材の育成と確保をこれまで以上に重視する。そのため、学校教育の充実、多様な人材が働ける仕組みづくり、後継者の育成、支援人材の育成、更には事業継承のための税制の改正など、総合的な施策を展開する。

#### 3. 国際化戦略

中国その他東アジア諸国の発展などによる国際的な経営環境変化に対応し、中小企業の国際化戦略と競争力強化を今後とも支援する。そのため、中小企業都市が連携して国際的なネットワークを構築し、総合的な情報の収集・活用や海外への情報発信などを展開する。

#### 4. 企業間・産学官連携の推進

外部資源を活用して中小企業の持つ技術力をさらに高め、新しい製品ジャンルや事業領域への展開を加速するべく、広範かつ開放的なイノベーション環境の整備を推進する。そのため、国の制度の積極的な導入・活用を含め、企業間連携や産学官連携などを支援するための環境や仕組みを強化する。

このたび我々7都市は、「第6回中小企業都市サミット」での協議を経て、中小企業こそがわが国経済の源泉であり、その発展が活力あふれる21世紀の社会・経済を実現することを再確認した。そして、「元気組」の中小企業を創出・支援するべく、7都市の連携・協力のもと、行政と商工会議所が一体となって取り組むことをここ岡谷において宣言する。

平成18年10月19日

中小企業都市連絡協議会

## 別紙1：中小企業都市連絡協議会としての行動領域

今後の2年間、中小企業都市連絡協議会に参加する7都市は、行政と商工会議所が連携し、各都市の実情をふまえ、以下の4つの領域における政策を推進する。

### (1) 操業環境の維持・確保

#### ○既存企業の操業環境の維持・確保

中小企業が集積することによるさまざまなメリットを確保するには、各企業が現在地における安定した操業を維持していくことが重要である。しかしながら、中小企業都市においては、住工混在地区の拡大などにより現在地における企業の操業が制約され、移転を余儀なくされたり、工場の建て替えができなくなったりする例が出ている。また、工場周辺の道路環境などに問題が生じているところもある。こうした状況に対し、都市計画などの行政部門と一体となって特別用途地区の指定などの取り組みを推進し、操業環境の維持・確保に努める。

#### ○立地基盤の整備

高付加価値型生産活動を行う工場の国内回帰や新規立地を促し、中小企業の集積によるメリットを維持するため、国内・海外を含めた企業誘致体制の再構築を図る。そのため、空き工場の活用を推進するための情報ネットワークの構築、廃水処理や省資源・省エネルギーなどにおける共同利用施設の整備、幹線道路へのアクセス条件の改善、新たな用地の確保など、多面的な施策を展開する。

#### ○産業振興拠点施設並びに研究開発拠点施設における活動の規制緩和

インキュベーター施設や産学官連携拠点などの産業振興拠点施設、及び民間の研究所や研究開発部門などの研究開発拠点施設に関しては、交通アクセスの至便な市街地に立地することが効果的であるが、土地利用に関する用途制限によって試験研究や試作品開発などが制約される場合がある。また、廃校の活用などについても制約がある。こうした状況に対して、都市型産業の立地の優位性をさらに高める観点から、周辺環境との調和を図りつつ、特別用途地区の指定を視野に入れながら、土地利用に関する用途制限の規制緩和を進める。

#### ○工場立地法の地域準則制度に関する制定権限の移管

工場設備の整備にあたっては、従業員の福利厚生、建物の配置、緑化などの面でさまざまな規定があるが、ものづくり産業にとって大きな制約条件になっている場合が多い。こうした状況に対し、工場立地法の地域準則制定権限の市区への委譲を働きかけ、地域の実情に応じた制度の柔軟な運用を実現する。

## (2) 人材の育成・確保

### ○学校教育の充実

中小企業都市の将来を支える人材を供給する社会基盤としての学校教育の重要性に鑑み、これまで各都市において、小中学校教育を通じてものづくりの意義やそれに携わる人材の重要性の認識を深めるよう努めてきた。また工業高校ではインターンシップの推進など企業との交流を進めてきた。今後はこうした実績をふまえつつ、國の人材育成施策などの活用や教育委員会との連携のもとに、企業からの講師派遣、基礎的な共通テキストや副読本の作成、学校教育と人材供給を一体化したプログラムの開発などを進め、人材の育成・確保に努める。また、小中学校教育の段階から地域に貢献する中小企業の重要性を訴えることによって、職業観の醸成を図る。

### ○団塊世代の活用と技能の継承

いわゆる「2007年問題」は、製造業においては技能工の大量退職による技能継承問題として強く懸念されている。また、現場人材の大量退職は若年労働力の大企業への集中を促し、中小企業の人材の確保を一層困難にさせる可能性がある。このような事態に対応するため、退職労働力の採用活動の展開、多様な勤務形態の導入、若年層などに対する技能研修の場の充実など、大企業退職者の中小企業への再雇用促進と技能の継承を目的とした施策を開発する。

### ○女性の多様な働き方を実現する職場づくり

中小企業の人材確保の視点からは、企業内のさまざまな部署に、より女性の参加を促すことも重要である。そのため、フレックスタイムや産休制度など子育てと両立可能な勤務形態の導入や保育システムの充実、あるいは退職女性の再雇用の推進など、女性の参加を促す中小企業の取り組みに対して支援する。

### ○後継者の育成

企業経営者の経営意欲や戦略的な経営の展開は、後継者の有無と密接な関係にある。経営者の意欲を高めるためにも、後継者育成を地域全体で支えるネットワークづくりを推進する。

### ○事業継承に関する多面的な制度の充実

中小企業経営者にとって事業を次の世代に継承していくことが大きな課題であり、後継者の不在やそれへの対応の遅れが原因となって廃業に至る場合も多い。そのため、事業の継承にかかる企業価値評価、企業の合併や譲渡のための制度の充実など、中小企業経営者向けアドバイスや支援策を充実する。また、事業の存続を前提とした税制の改正についても、国等に対して働きかける。

## ○支援人材の育成

「元気組」の中小企業が育つためには、産業振興に携わる行政職員や商工会議所職員の企画立案や調整能力を高めることも重要である。中小企業の現場を熟知し、経営課題等を的確に把握し、課題解決に向けた施策の展開や企業の支援ができる人材を育成するため、中小企業都市が協力しつつ、情報の交流や研修活動などを推進する。

### (3) 国際化戦略

## ○海外に向けた販路の構築

中国をはじめとする東アジアなどの国々の経済発展を背景に、海外展開を進める中小企業が増加している。しかし今日では、取引先の海外展開に対応したり、低賃金労働力のみを求めたりする海外進出の時代は終わりつつある。また中国などからの戦略的撤退を図る企業も目立つようになってきている。今後は拡大する東アジア市場への対応や、アジア経済連携を睨んだ生産拠点の再配置など、個々の中小企業それぞれの戦略が求められる。そこで、それぞれの都市が持つ海外ネットワークの相互的な活用、産業見本市などの販路開拓事業や共同受発注事業における協力、既に海外に進出した中小企業等とのマッチングや海外進出関連情報の共有など、さまざまな施策を地域ブランド戦略とも一体化し展開する。

## ○素形材など基盤的産業の維持に向けた支援

わが国の鋳造・鍛造、メッキ、金型などの素形材産業は事業所数が減少し、日本におけるものづくりの基盤を脅かしている。素形材産業は東アジアなどとの分業と連携によって高度なものを国内に維持していくことが必要である。そのため、中小企業都市が持つさまざまなネットワークを活用して国内の加工組立産業との情報交流を進めなど、国内における取引関係の再構築などを支援する。

## ○国際化戦略としての知的財産権経営に向けた支援

前回の中小企業都市サミットでは緊急アピールとして「中小企業の知的財産活用の推進」を掲げたところであるが、その後、国の知的財産戦略においても中小企業の立場に立った施策が盛り込まれた。しかしながら、中小企業にとっては、海外の模造品への対応、製品を通じた技術の流出、国際特許等の申請・登録等に要する負担などの点で問題が生じている。そこで、中小企業都市間における情報交流を進め、問題に対応できる人材の育成や相互的な人材派遣、国との連携など、都市の協調によりさらに総合力を発揮した対応を進める。

## ○産業集積としての国際化の推進

東アジア経済連携が進展するなか、中小企業都市にとっては、日本国内に

立地しつつ独自の生産・加工技術をもって世界の企業と連携する企業を増やすことが非常に大きな課題となっている。さらに、地域の産業集積全体として国際的なビジネスを展開するためには、都市の中に世界と直結した企業を誘致することも考慮しなければならない。また近年、中国などアジア諸国に現地法人を設立する動きが拡大しているが、産業集積全体の発展のためにも、地域に軸足を置きつつ戦略的な海外進出を図ろうとする中小企業は必要な存在である。こうしたことから、海外企業との取引促進のためのさまざまな支援活動、海外からの企業誘致、及び企業のアジアや欧米などへの進出支援などを通じて、国際的なネットワーク構築に向けた取り組みを積極化する。

#### (4) 企業間・产学官連携の推進

##### ○都市を超えたネットワークの構築

企業間の連携や产学官の連携によるイノベーション活動は地域の中小企業にとっても大きなテーマであり、新連携事業や地域新生コンソーシアムなど国による支援制度も整っている。しかしながら、個々の中小企業が外部の資源を活用するためには、さまざまな制約が存在することも事実である。こうした状況に対し、中小企業都市が連携しつつ、都市・地域の枠を超えた人的交流、技術交流を深めるための仕組みの構築を図る。

##### ○連携拠点の整備

企業間の連携や产学官の連携を進めるためには、関係者の交流や協働を進めるためのソフト面の取り組みとともに、具体的な活動を展開するための場としてリエゾンオフィスやインキュベーターなどのハードな施設の整備が必要である。また、大学も地域に密着した連携活動を模索しており、具体的な活動の場を求めている。こうした状況をふまえ、それぞれの都市がソフトとハードの両面からアクセスの容易な連携拠点づくりを進めるとともに、都市間のネットワークを活かした広域的な連携活動の展開を目指す。

##### ○地域の金融機関の多面的な活用

技術の開発とその成果の事業化にあたっては多額の資金調達が必要であるため、地域の金融機関の協力のもとに、技術指向型企業に対する融資制度の充実・拡大を図る。また、取引先の開拓や流通ルートの確保などに関する情報についても中小企業では限界があるため、地域金融機関が有するさまざまな情報ネットワークを総合的に活用するための仕組みづくりを進める。

##### ○知的財産経営に向けた交流・連携

中小企業にとっては、企業間の連携や产学官の連携によって生まれた研究開発の成果を知的財産として位置付け、経営に活かしていくことについては、知識や人材、経済的な負担、企業などとの交渉力などの点で制約が大きい。そのため、中小企業の立場に立った知的財産の創造、保護、活用を進めるた

め、中小企業都市が互いの経験をもとに情報交流を行い、さらには啓発活動や人材育成を共同で実施するなど、具体的な支援策の充実を図る。

## 別紙2：政府等への要望事項

中小企業都市が宣言で掲げた4つの行動領域において施策を展開するにあたっては、国や関係機関が所管する各種の制度や事業を活用することが想定されるが、さらに効果的な施策を展開するため、政府等に対して次の点を要望したい。

### (1) 操業環境の維持・確保

- 操業環境の維持・確保を目指した制度の充実（住工混在地区における操業確保のための措置など）
- 商業用地などに立地する産学官交流拠点における試作、製造を可能とする用途地域の柔軟な運用（交流拠点施設に関する特例措置、特別用途地区の指定の容易化）
- 工場立地法の地域の実情に応じた運用を実現するための、地域準則の制定に関する権限の市区への委譲

### (2) 人材の育成・確保

- 技能を有する退職者等を中小企業に紹介する仕組みの拡充、及び雇用側となる中小企業への支援
- 工業高等学校、地元自治体・産業界、及び文部科学省・教育委員会等との密接な協議の場の設定
- 人材の学校教育への派遣やインターンシップの受け入れなどを行う企業を対象とした、税の減免による負担の軽減
- 中小企業向け「次世代育成支援」制度の拡充（事業所内保育所に対する助成措置など）
- 「(仮称) 地域後継者学校」等の地域一丸となった後継者育成に対する取り組みへの助成措置
- 後継者の相続税に対する控除等の拡大
- 中小企業大学校等を活用した行政職員・商工会議所事務局職員に対する研修体制のさらなる充実（中小企業診断士資格等の資格取得に向けた助成や地域の中小企業の支援に対応したカリキュラムの開発）

### (3) 国際化戦略

- 販路開拓等における中国をはじめとするアジアとのネットワーク強化に向けた政策の充実
- アジア企業と国内中小企業との直接的なネットワークづくりへの政府の支援（企業商談会、データベース構築、素形材産業の海外協力等）
- 海外紛争事例等に関するデータベースの作成と提供、及び国出先機関等に

### によるアドバイス事業の拡充

- 外資誘導活動におけるジェトロなどの国の機関と中小企業都市との連携強化

#### (4) 企業間・産学官連携の推進

- 小学校の廃校等を活用した場合の産学官交流拠点整備における文部科学省許可の容易化など、行政財産の目的外使用を制限している「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の柔軟な運用（国の補助金によって整備された既存施設の公的機関によるインキュベーターやリエゾンオフィスなどへの転用許可の実現）
- アジア企業と国内中小企業がともに参加する産学官ネットワークづくりへの政府の支援（交流会、データベース構築、産業集積地域どうしの国際交流など）
- 中小企業の知的財産を活用した経営を進めるための支援措置の充実（人材育成に対する国の支援、知的所有権センター・発明協会等の活動に関する国の支援拡大など）
- 今まで融資の対象とならなかった任意団体に対して一定の条件のもとに融資を行うための金融支援制度の充実（研究開発や新分野開拓を行うコンソーシアム活動などに対して補助事業と別に実施する、公的金融機関をコーディネータとした地域金融機関との協調融資の制度化）
- 知的財産権を担保とした融資、技術審査に基づく融資など、新しい融資手法の普及、指導